

題目「地方分権新時代における学級編制のあり方についての一考察」

指導教官 山口健二
発表者 富永真理

I. 題目設定の理由

子どもの「生きる力」をはぐくみ、一人一人の個性を生かした教育が叫ばれる今、文科省は「全員一斉かつ平等に」という発想を「それぞれの個性や能力に応じた内容、方法、仕組みを」という考え方に転換し、取組を進めていく必要性を打ち出している。これは、これまで教育における平等を重視し、教育システムを画一的なものとして構築、運用してきたことへの反省をうけたものであり、実際にこれまでの一斉的、画一的な学級単位での指導を見直し、改善する動きもある。特に少人数教育の普及は著しく、少人数学習や学級規模縮小のなかできめ細やかな指導を掲げる自治体も多い。

そのような中で、学級編制基準や教職員配置について国、都道府県、市町村そして各学校の権限と裁量に新たな展開を見せており、今後も地方分権の流れを受けた学級編制権の移譲や、それに伴う課題の提起などが予想される。わが国の学級編制の変遷をたどり、学級編制の形態や新しい取り組みを日米で比較する中で、これからのわが国の学級がどうあるべきか、模索していきたいと考え本題目を設定した。

II. 本論文の構成

はじめに

第1章 学級に関する動き

第1節 学級編制に関する現在の政策動向

第2節 学級編制基準の変遷

第2章 わが国における学級編制

第1節 日本の学級編制の動向

第2節 各自治体の具体的な取り組み

第3章 アメリカにおける学級編制

第1節 アメリカの学級編制の動向

第2節 各州での学級に関する取り組み

(1) テネシー州の STAR プロジェクト

(2) カリフォルニア州の学級規模縮小政策

(3) ウィスコンシン州の SAGE プログラム

第4章 これからのわが国の学級編制

おわりに

III. 本論文の内容

<第1章>

本章では学級編制に関する新しい政策動向に着目し、その変遷を追うことにより、これまでのわが国の学級編制のあり方について明らかにした。2001年の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(義務標準法)の改正では、都道府県教育委員会の判断により児童生徒や地域・学校の実態を考慮して特に必要があると認める場合には、国の定める標準を下回る数を、特例的な基準として定めることができるとした。この改正で都道府県教委は、各学校の実情を踏まえより効果的で弾力的な学級編制基準の設定を独自の判断で行うことができるようになった。なお学級編制基準は1891年の尋常小学校70人以下、高等小学校60人以下から、1980年の40人まで順次改善をみたが、すでにそれから年数が経過し、教育条件のいっそうの改善という観点から学級規模を見直すという考えも広まりつつあることを述べた。

<第2章>

本章では、▽わが国の学級編制の弾力化に関する全国的傾向をまとめるとともに、3つの自治体の具体的な施策を取り上げ、考察を行った。

まず、全国的傾向としては学級編制の緩和措置により、多くの自治体で少人数教育施策への取り組みが広がっており、文部科学省の調査(平成17年度)によると、少人数学級を導入している都道府県は45道府県にのぼることがわかる。さらに少人数学級実施学年については、小学校低学年が多く41道府県で実施されている。少人数教育の評価については国または各自治体で行われているが、質問紙形式の内面的な評価にとどまるものも多く、学級規模と教育効果の関係についての調査研究め蓄積は少ない。

具体的には多人数学級(34人以上)を解消して今日的な教育課題の解決を図ることを目的とした「さんさんプラン」と称する少人数学級編制を県独自で推進している山形県、施策にあたって市町村が協力を負担し、県・市町村の連携モデルの中で30人学級施策を推し進める鳥取県、市が独自に専科

の非常勤講師を採用し、小学校低学年の25人程度の学級を実現した埼玉県志木市を取り上げている。

このように学級編制の弾力化については都道府県、市町村ともにその内容は多様である。非常勤講師を独自に配置して少人数教育を行う例も多くなりつつあり、要するに、義務標準法の改正(2001年)及び第7次定数改善計画の進行に対応して、少人数教育に関する都道府県、市町村の独自施策が増え、今後もこの傾向が続くと予想できる。

<第3章>

本章ではアメリカの学級編制に関する動向、各州の具体的な取組みについて取り上げ、比較することにより、わが国の課題を探ることを目的とした。

全米の動向としては、アメリカの教育改革の中でクリントン政権の重要政策として1998年に法制化された「学級規模縮小プログラム(Class Size Reduction Program)」に注目した。このプログラムは7年の間に、10万人の新しい教員を採用し、幼稚園から第3学年までの教室を平均して18人の子どもにすることを目標とするものである。連邦政府は7年間で10万人の新任教員を採用するため、120億ドルの財政措置を講じており、この資金は州独自の政策を後押しする効果を持っている。

また、各州での具体的な取組みとしては、児童の学校経験の初期における小規模学級が、成績を改善するという根拠を示したテネシー州の「STARプロジェクト」、学級規模縮小に適応した指導上の研修を教師に義務付けたカリフォルニア州の「学級規模縮小政策」、各学校の自発性を尊重した上で、各学級規模を教師1名あたり生徒15人以下へと縮小するウィスコンシン州の「SAGEプログラム」を取り上げた。各州が独自の取組みを進めており、わが国における学級編制を考える上でもアメリカの今日の状況は看過し得ないことがわかる。

<第4章>

本章ではこのようなアメリカの学級編制に関する動向を踏まえて、今後のわが国の学級編制のあり方について考察を行った。まず1点目には今後学級の適性規模に関する調査や研究を一層推し進めていくことの重要性を述べた。第3章のSTARプロジェクトからわかるように、アメリカでは学級規模と学力向上、経済格差等に関する長期的な調査を行い、その結果を根拠として全米の18人以下学級を推進している。わが国においても学級規模と教育効果の関係についての実証的な調査研究は積極的に行い、今後の教育、学級の方向性を決定付けていかなければならないと考える。2点目には国一都道府県一市町村一学校が一貫した教育のビジョンを持った上で、それぞれが責任をもち、役割を果たすことの重要性を指摘した。学校の自律性確立や特色ある学校づくり、より個々の地域、児童生徒に適した教育のためには教育の地方分権化、規制緩和は必須であるが、そのことが国、都道府県としての責任放棄となってはならない。学級編制においては現在求められている学級像をしっかりと見極め、国一都道府県一市町村一学校が一体となって実現していくことが望まれる。

IV. 今後の課題

本論文では、アメリカの事例を参考にわが国のこれからの学級編制のあり方について考察を行った。しかし、これからの時代に応じた学級において、教師がどのように児童生徒にかかわりその実情に応じたきめ細やかな指導をしていくかについては触れなかった。実際、学級=生活集団という新しい学級観を打ち出し、学習集団においては学級にとらわれず柔軟に編成する学校も出てきている。今後、実際に学校現場に携わるなかで、学級の形態、規模とそれに応じた指導方法、技術を身につけることを今後の課題としたい。

V. 主要参考文献

- ・教職員配置等の在り方に関する調査研究協力者会議 2005,
『今後の学級編制及び教職員配置について(最終報告)』
- ・堀内孜 2005, 『学級編制と地方分権・学校の自律性』 多賀出版
- ・桑原敏明編 2002, 『学級編制に関する総合的研究』 多賀出版
- ・佐藤三樹太郎 1965, 『学級規模と教職員定数』 第一法規出版
- ・アメリカ教育省 1999, 『The Class-Size Reduction Program A first-year report
~Boosting Student Achievement in Schools Across the Nation~』